

水道お客様センターを開設します

4月から、「水道お客様センター」を開設し、これまで花巻市水道事業所(本庁)および各総合支所で行っていた水道料金に関する業務を一括して行います。

なお、各総合支所に岩手中部水道企業団の事業所を設置しますので、料金の支払いについては、従来どおり各総合支所で行えます。

※水道事業の統合に伴い、市役所本庁新館の水道窓口はなくなります。水道お客様センターをご利用ください

■水道お客様センターの主な業務

- ▶水道料金の収納
 - ▶引っ越しなどによる水道の使用開始・中止の申込受付、料金精算業務
 - ▶水道メータ検針
 - ▶上記業務に関する問い合わせ
- ※水道お客様センターは、岩手中部水道企業団が委託する第一環境(株)が運営します



【所在地】〒025-0065
花巻市星が丘一丁目27-20

【電話番号】24-2175

【ファクス】29-4845

【営業日】月曜日～土曜日(祝日・年末年始を除く)
※土曜日は、電話での問い合わせのみ受け付けます

【営業時間】午前8時30分～午後5時15分

口径	変更前 (3月まで)	変更後 (4月から)	増減額
13mm	20,000円	20,000円	0円
20mm	59,000円	60,000円	1,000円
25mm	98,000円	108,000円	10,000円
30mm	220,000円	175,000円	△45,000円
40mm	475,000円	372,000円	△103,000円
50mm	850,000円	668,000円	△182,000円
75mm	2,500,000円	1,940,000円	△560,000円
100mm	5,320,000円	4,140,000円	△1,180,000円

※上記金額は税抜きで比較。4月からは新消費税率(8%)が適用になります

新たに水道を利用する場合などにお支払いいただく水道加入金が増額になります。

水道加入金の変更

	変更前 (3月まで)	変更後 (4月から)
口座振替日	毎月20日	毎月25日
再振替日	翌月5日	翌月7日
納入通知書による納入期限	毎月25日	毎月末日

※口座振替日が金融機関の休日の場合は、翌営業日に引き落としになります

水道料金の口座振替日と納入期限が変更になります。

口座振替日などの変更

【問い合わせ・料金支払い窓口】
3月31日まで
花巻市水道事業所業務管理課
(☎24-2175)

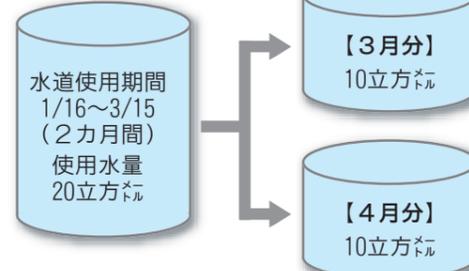
4月1日から
▼水道料金・検針について
水道お客様センター(☎24-2175)

▼加入金・給水装置工事・漏水認定などについて
岩手中部水道企業団(花巻市葛3-183-1 花巻市交流会館内 ☎29-5377)

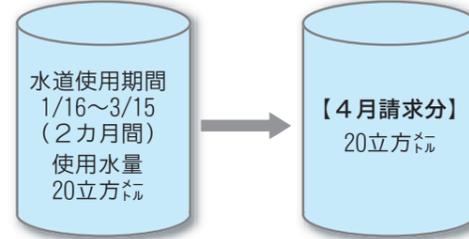
▼水道料金の支払い窓口
水道お客様センター、各金融機関、各コンビニエンスストア、岩手中部水道企業団各事業所(市役所各総合支所内)

平成26年3月検針(4月請求分)の場合

▶現行の請求方法



▶移行後(隔月検針による最終請求月のみ)



※統合後の4月以降の請求は、「〇月分」から「〇月請求分」と呼び方が変わります

本市ではこれまで、2カ月に1度の隔月で水道メータの検針を行い、2カ月間の使用水量を2等分して、それぞれの料金を計算していました。

この検針方法を、4月からは全て毎月検針に移行します(移行方法は下記のとおり)。

検針期間を短縮することにより、漏水の早期発見などにつながるとともに、1カ月の使用水量が分かりやすくなります。

※従来から毎月検針をしている大口使用者や事業者の方の検針サイクルに変更はありません

毎月検針への移行

イクルに変更はありません

▽毎月検針への移行方法
毎月検針への移行に伴い、従来の隔月検針による水道料金の請求は、3月検針(4月請求分)または、4月検針(5月請求分)が最後になります。この最後の請求は、2カ月の使用水量を2等分せず、そのままの使用水量で料金を計算します。なお、これに合わせて下水道使用料についても、2カ月の使用量がまとめて請求になります。

※隔月検針による最後の請求月は、奇数月の検針区域と偶数月の検針区域で異なります

毎月検針への移行による請求例

